- ・前回(第2次)の見え消しで作成
- ・「はじめに」「写真」及び全体のレイアウト(デザイン含む)は次回提案

第 23 次 芦屋町教育大綱 (案)

平成31令和6年3月

福岡県芦屋町

はじめに

我が国の教育をめぐる状況は、人口減少や少子高齢化、地域社会や家族の変容、ネット社会やグローバル化の進展などにより大きく変化しており、教育の果たす役割もますます重要となってきています。

このような中、芦屋町においては、平成28年6月に芦屋町の教育の目標、進むべき方向性を掲げた「芦屋町教育大綱」を策定しました。教育大綱では、学校教育の取り組みとして「学校・家庭・地域が連携して、芦屋の子どもは芦屋で育てる」、生涯学習の取り組みとして「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を目標に掲げ取り組んでまいりました。

この「第2次芦屋町教育大綱」は、これまでの教育大綱の考え方を踏襲しつつも、学力向上のための「学校教育におけるICTの活用」などの新たな取り組みや、生涯学習施策推進の基本となってきた「芦屋町生涯学習基本構想」を教育大綱へ集約するなどの内容を反映させるために策定したものです。

今後も先人たちが築いてきた文化や伝統を守りながら、芦屋町の未来を担う子ど もたちを育て、住民一人ひとりがふるさと芦屋で心豊かな生活を送ることができる よう取り組んでまいります。

引き続き住民の皆さまをはじめ、教育関係者の皆さまのご協力をお願い申し上げます。



平成31年3月 芦屋町長 波多野 茂丸

1 学校教育の取り組み

学校・家庭・地域が連携して、芦屋の子どもは芦屋で育てる

価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会とかかわりながらよりよい人生を送る子どもをの育成するには、に努めます。そのため、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本理念に、地域と共にある学校をめざして、町民総ぐるみで取り組まなければなりません。そのため「さわやかプロジェクト」により、学力・体力の向上、学力向上の取り組み、豊かな心の育成、**健やかな体の**育成特別支援教育などを推進します。

また、子どもたちが地域への誇りや愛着を持つため、ふるさとの未来を担う子どもたちの 心の中に、シビックプライドを醸成します。

(1) 学力向上の取り組み

基礎・基本となる学力を身につけさせ、全国学力・ 学習状況調査などにおいて、全教科で全国平均を上回 ることを目標とし、子どもたちの学ぶ意欲を高め、一人 ひとりの目標や課題に応じた教育活動が、組織的かつ 効率的に展開できる環境づくりに努めます。

また、ICTの活用により、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現します。づくりに努めるとともに、個別最適な学び・協働的な学びをめざします。



(2)豊かな心の育成

保育所(園)・幼稚園と小学校、中学校が連携し、成長期に応じた規範意識の育成に取り組み、きまりを守ることから、より主体的な行動ができる子どもたちの育成をはかります。

先にことばを言い、その後にお辞儀をする「語先後 礼」のあいさつを、各学校はもちろん保育所(園)・ 幼稚園でも取り組みを推進するとともに、家庭や地域 でもこの取り組みを広げていきます。



(3) 芦屋型小中一貫・連携教育の推進

保育所(園)・幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校の一貫した教育をとおして、中学校卒業時までにめざす児童・生徒像「価値ある夢・希望・志を持った子どもたち」「確かな学力と学ぶ意欲を持った子どもたち」「豊かな心とたくましさを持った子どもたち」の育成をはかります。

(4) 特別支援教育の推進

一人ひとりの児童・生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。乳幼児期から支援するため芦屋独自の「あしやすくすくファイル」を活用するとともに、「すくすく発達相談」などにより早期からの相談・支援に取り組みます。

小・中学校では<mark>巡回相談による継続した支援を行うとともに、</mark>個別の教育支援計画・指導計画により、一人ひとりの子どもたちの将来にわたる豊かな成長をめざします。



(5) 健やかな体の育成

小・中学校では、「鍛錬」を意識した学校行事、体育授業に取り組み、子どもたちの体力・運動能力の向上をめざします。体力テストの結果などを反映した体育科授業や体育的行事に取り組み、子どもたちの体力・運動能力向上をはかります。また健康な生活習慣を確立するため、「休養・栄養・運動」を視点とした学習を推進するとともに、「残食ゼロ」や「弁当の日」などの取り組みをとおして、健康な体の基盤となる食育の推進をはかります。



(6)シビックプライドの醸成

芦屋町の「ひと・もの・こと」にふれあう活動をとおして、子どもたちに芦屋町の歴史や伝統文化、産業、自然などさまざまな良さに気づかせ、芦屋町への誇りや愛着を持たせるとともに芦屋町の発展に貢献しようとする子どもたちを育てます。



※シビックプライドとは、自分の住んでいるまたは働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持って自らもこのまちを形成している1人であるという認識を持つことです。より積極的にまちにかかわっているという意識を持つことが大切です。

2 社会教育の取り組み

「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」をめざして

住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をとおした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で活かせる環境づくりが必要です。

そこで、「だれもがいつでも主体的に学べるまち」「人々が交流し支えあう、いきいきと したまち」づくりの視点で、生涯学習を推進します。

(1) 生涯学習の総合的な推進

学習活動や体験活動など、ライフステージ・住民ニーズに応じたさまざまな学びの場の提供や情報発信を行うとともに、学んだことが活かせる機会の充実に努めます。

生涯学習講座「あしや塾」<mark>掲載内容</mark>を充実するとともに、中央公民館を中核施設として、各社会教育施設における各種事業を推進し、生涯学習の総合的な推進をはかります。



(2) 生涯スポーツの推進

あらゆる各世代の健康づくりや体力づくりをすすめるとともに、スポーツをとおしたコミュニティの醸成をはかるため、「だれでも」「いつでも」「どこでも」運動ができる機会を提供し、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。



(3)歴史・文化の保護と振興 ⇒「3 歴史・文化の取り組み」へ

文化財の適切な保護や管理、芦屋歴史の里・芦屋釜の 里の魅力向上に努め、芦屋の歴史・文化を後世に伝える とともに、資源の有効活用をはかります。また、鋳物師 の養成及び独立支援を行い地場化をはかるとともに、 芦屋釜及び芦屋釜復興の全国的な周知をすすめます。 ギャラリーあしやの利用促進に努め、住民が芸術文 化に触れる機会を充実させます。



(43) 人権・同和教育の推進

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、住民の人権意識の高揚をはかるため、「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」及び「第23次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき各種施策を実施し、人権教育・啓発、男女共同参画を推進します。



(54) 青少年健全育成活動の推進

青少年自らが学び行動し、問題解決力を育み、規範意識や自尊感情を高めることで、次代を担う青少年リーダーの育成をはかるため、体験活動などを取り入れた多用な青少年育成事業を推進します。

また、芦屋町青少年健全育成町民会議によるあいさ つ運動や見守り活動、夜間巡回への支援をはじめ、不審 者対策などをとおして、青少年の安全・安心なまちづく りをすすめます。



(6 5) 地域教育力の向上

各種ボランティア団体の活動支援や団体間の連携を とおして、地域で活動する人材の育成に努めます。

(改行する) また、学校サポーター制度への取り組みや 各種社会教育団体などへの支援を行い、学校・家庭・地域における連携体制を充実することで、地域の教育力 の向上をはかります。



3 歴史・文化の取り組み

まちの豊富な文化遺産を未来へ。文化芸術で心豊かに。

芦屋町に存在するすべての文化財は、町の歴史・文化・自然の中で育まれ、守り伝えられてきた町民共有の財産です。これらの豊富な文化遺産を未来につなげていく取り組みが必要です。

また、町の誇る芦屋釜をオンリーワンの地域資源として活用するとともに、これまで取り組んできた芦屋釜復興事業をさらに推し進めなければなりません。

文化芸術は、人間が人間らしく心豊かに生きるための糧となるものであり、文化芸術に関わる活動や、優れた文化芸術に触れる取り組みが必要です。

(1) 文化財の保護と活用

町の豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な維持管理を行うとともに、住民の文化財保護意識が高まるよう努めます。あわせて、伝統文化を担う後継者の育成に努めます。また、地域の歴史・文化の魅力を住民に知ってもらえるよう、芦屋歴史の里(芦屋町歴史民俗資料館)事業を通して、情報発信を行います。



(2) 芦屋釜の振興

芦屋町の誇りである芦屋釜について、オンリーワンの地域資源として文化振興や教育などへの活用をはかります。また、芦屋釜の里を核として、鋳物師の養成及び独立した鋳物師への支援を行うとともに、芦屋釜及び芦屋釜復興の全国的な周知をはかります。あわせて、芦屋町が所有することとなった重要文化財指定芦屋釜について、地域の新たなシンボルとして周知・活用に努めます。



(3) 文化芸術活動の充実

文化芸術団体などとの連携やギャラリーあしや事業を通して、住民の文化芸術活動の充実や、文化芸術に触れる機会を充実させ、住民の文化意識の向上をはかります。



34 教育大綱の実施期間

本大綱は、平成31年度(2019年度) 令和6年度から2023令和10年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢などの変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。



第23次芦屋町教育大綱

| 制 作 | 平成3 | 令和6年3月

芦屋町 企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL:093-223-0881(代) FAX:093-223-3927

URL: http://www.town.ashiya.lg.jp/